

## ●埼玉県立歴史と民俗の博物館条例

(平成十七年条例第百二十一号)

(設置)

第一条 歴史及び民俗に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び調査研究を行うとともに、その活用を図り、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館として、埼玉県立歴史と民俗の博物館（以下「歴史と民俗の博物館」という。）をさいたま市大宮区高鼻町四丁目二百十九番地に設置する。

(観覧料)

第二条 歴史と民俗の博物館が展示する資料を観覧しようとする者は、別表第一に定めるところにより、観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特別の資料を展示した場合においては、別に観覧料の額を定めることができる。

(特別利用料)

第三条 歴史と民俗の博物館が所蔵している資料について、熟覧、模写、模造、撮影又は原板使用の許可を受けた者は、別表第二に定めるところにより、特別利用料を納付しなければならない。

(使用料)

第四条 別表第三の上欄に掲げる施設等について、利用の許可を受けた者は、同表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(観覧料等の減免)

第五条 知事は、特別の必要があると認めるときは、観覧料、特別利用料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第六条 既納の観覧料、特別利用料及び使用料は、還付しない。ただし、利用する者の責めに帰することができない理由により、歴史と民俗の博物館を利用することができないときは、その全部又は一部を還付する。

別表第一（第二条関係）

区 分	観覧料の金額	
	個 人	団体(二十人以上の場合に限る。)
一 般	三〇〇円	一人につき 二〇〇円
学生・生徒	一五〇円	一人につき 一〇〇円

備考

- 一 義務教育終了前の者については、無料とする。
- 二 年間観覧料（同一人が一年間歴史と民俗の博物館の展示する資料（特別の資料を除く。）を観覧しようとする場合の観覧料をいう。）の金額は、次のとおりとする。

区 分	年間観覧料の金額
一 般	一、五〇〇円
学生・生徒	七五〇円

別表第二（第三条関係）

区 分	単 位	特別利用料の金額
熟 覧	一点一日につき	一、二五〇円
模写・模造	一点一日につき	二、五〇〇円
撮 影	一点一カットにつき	四、一八〇円
原版使用	一点につき	三、一三〇円

備考

- 一 びょうぶは、一隻を一点とする。
- 二 一そろいをなす卷子は、一卷を一点とする。
- 三 掛軸は、一幅を一点とする。
- 四 その他の資料は、各個を一点とする。

別表第三（第四条関係）

施設等の名 称	利用区分	使用料の金額
講 堂	一時間	六三〇円
講 座 室	一時間	一六〇円
附属設備		別に知事が定める

備考 講堂又は講座室の利用について特別に電気を使用したときは、所定の使用料のほかに、その実費相当額を徴収する。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年条例第 号・抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。